

I、地震保険に加入できる建物や動産は

居住の用に供する建物と家財が対象になります。ただし、地震保険単独では加入できず火災保険金額の30～50%の範囲内、建物5千万円、家財1千万円を限度にご加入できます。マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。

II、地震保険の割引制度

建築年割引(昭和56年6/1以降の新築建物)／耐震診断割引(地方公共団体などによる耐震診断)／耐震等級割引(日本住宅性能表示基準の耐震等級)／免震建築物割引(日本住宅性能表示基準で免震建物と明示)があります。それぞれ所定の確認資料の提出が必要です。また重複して割引を適用することはできません。

III、地震保険に加入していない場合は

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大含む)損害や、火災(発生原因問わず)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償対象になりませんのでご注意ください。

IV、地震保険金の支払い基準は

建物と家財各々に、全損／半損／一部損の支払い基準があります。(詳細は次ページをご参照ください)尚、建物は基礎・軸組・外壁・屋根等の主要構造部の損害等の損害の程度に応じて損害の認定をします、地震保険損害の評価対象になります。

V、地震保険保険料控除とは

払い込んだ地震保険料が、その年の所得から控除されます。「所得税」は、地震保険料の全額、ただし、ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となり、最高控除額は5万円です。「個人住民税」は、地震保険料の1/2、最高2万5千円限度で控除されます。

VI、東日本大震災の地震保険の支払いと、今後の支払い能力は

一回の地震による保険金の総支払限度額は6兆2,000億円(平成24年9月現在)です。これを超えた場合、支払い保険金は減額されます。ちなみに東日本大震災の支払いは約1兆2000億円です。(平成24年5月31日現在)首都圏直下型が心配されていますが、地震保険は居住用建物および家財が保険の対象ですから、オフィスビルや倉庫や工場は含みません。

VII、「事業用財物」で、地震破損、汚損、流失火災損害を補償する保険は

上記の地震保険が対象にならない財物を、地震による損害から守るには、保険会社に個別相談します。契約引受は海外の再保険マーケット事情等によりますが、地震多発国日本の引受が厳しいのは事実です。希望する地震補償額や建物構造などによりますので、個別ご相談ください。

VIII、上記の事業用財物、「地震拡張補償特約」を検討するには

建物の所在地、建物の新築年月、建物一階の壁面積と外壁構造、火災保険のご契約内容が必要です。上記と同様、地震補償保険単独では加入出来ません。保険会社により、契約引受条件、引受限度額、適用免責金額(自己負担額)、及び適用保険料が異なりますので、ご注意下さい。

IX、事業者が地震による営業損失をカバーする、「BCP地震補償保険」とは

お客さまが指定する震度計所在地で、震度6強以上の地震が発生して、その地震損害(火災・破裂爆発・損壊埋没の損害、津波・洪水損害)により、ご事業が休止・阻害されたことで生じる損失について保険金をお支払します。自社施設に損傷がない場合でも、休業損失が発生すれば、補償対象になります。

X、身体を補償する保険は

政府労災は原則対象、民間労災上乗せ保険はオプション、生保普通死亡保険は原則対象・災害特約等は協会判断、自動車保険の傷害補償は対象外が一般的です。地震による身体が心配な場合は、傷害保険の「天災補償特約」をお勧めします。(ただし保険会社の引受規制有り)

※ ご注意 上記は地震保険の概要について説明しています。詳細については、弊社にお問合せくださるか、所定のパンフレットをご参照ください。

